

**第 1 4 4 号 令和 2 年 7 月 発行**  
**— 目 次 —**

**〈特集〉**

- ・ 「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について . . . . . 2
- ・ 令和元年度建設業取引適正化センターの活動状況 . . . . . 9

**〈機構主催の講習会〉**

- ・ 機構主催の講習会 . . . . . 21

**〈建設業行政等〉**

**【行政情報】**

- ・ 建設業許可業者数調査の結果について（概要） . . . . . 27
- ・ 改正建設業法の施行に向けた関係政令（建設業法施行令）の改正について . . . . . 31
- ・ 建設業における新型コロナウイルス感染症対策について . . . . . 39

**【監督処分情報】**

- ・ 監督処分情報（4～6月） . . . . . 91

**〈独占禁止法関係〉**

- ・ 令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況 . . . . . 93

**〈TOPICS〉**

- ・ 公益通報者保護法の改正について . . . . . 146

**〈建設業の裁判事例紹介〉**

- ・ No73 請負業者の仕事完成義務が履行不能となったものとして、発注者の請負業者に対する損害賠償請求が認容された事例 . . . . . 152

**〈機構情報〉**

- ・ 講習コース . . . . . 156
- ・ 講習活用事例 . . . . . 158
- ・ 販売図書 . . . . . 160
- ・ 法令遵守ポスター . . . . . 162

## (特 集)

- ・ 「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について . . . . . 2
- ・ 令和元年度建設業取引適正化センターの活動状況 . . . . . 9

## 特 集 1

### 「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

国土交通省では、平成19年度より、建設工事の施工体制、元請下請間の取引等の適正化を図るため、各地方整備局等に局長をトップとする「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。「建設業法令遵守推進本部」は、建設業法の遵守、請負契約の適正な締結・履行等につき、関係行政機関と連携しつつ、一般国民を含む幅広い情報を集約し、機動的に立入検査を実施し、指導、監督処分等を行っています。

令和元年度の活動結果及び令和2年度活動方針が、本年6月10日に公表されました。

以下はその公表内容です。

令和2年6月10日  
土地・建設産業局建設業課

## 令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。  
今般、令和元年度における推進本部の活動結果及び令和2年度における活動方針がまとまりました。

令和元年度の推進本部の活動状況及び令和2年度の活動方針は、以下のとおりです。

### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報の受付件数

	令和元年度	平成30年度
法令違反疑義情報受付件数	1,868件	1,651件
【うち、大臣許可業者に対する法令違反疑義情報受付件数】	【760件】	【-】

※ 平成30年度までは「駆け込みホットライン」の受付件数（参考：令和元年度の受付件数は1,785件）、令和元年度以降は「駆け込みホットライン」及びその他の電話等による通報等における法令違反疑義情報受付件数となります。

### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	令和元年度	平成30年度
立入検査等の実施	598件	734件

### 3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和元年度	平成30年度
講習会の開催	44回	40回

※ 都道府県との共同開催を含めた回数です。

### 4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和元年度	平成30年度	主な処分事由
許可取消	1業者	0業者	刑法違反（傷害罪）1件
営業停止	8業者	18業者	競売入札妨害3件、談合行為2件、贈賄行為1件など
指 示	5業者	8業者	労働安全衛生法違反3件、無許可業者等との下請契約2件
勧 告	184業者	159業者	下請契約の締結について82件、追加・変更契約について61件、下請代金の支払いについて56件、営業所専任技術者の設置状況等21件など

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しません。

### 5. 令和2年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

令和2年6月

## 令和2年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

特に、不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する建設企業の理解を増進する必要がある、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を継続的に進めてきたところである。

さらに本年度は、10月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂することを予定しており、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

このため、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、引き続き、適正な対応を図っていくこととする。

### 1. 法令違反情報等の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、例えば、建設業許可通知書及

び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する等により周知に努める。

## 2. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって主に元請建設企業となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところであるが、建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、今後は、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、積極的に周知を図っていくこととする。特に、本年10月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ることとする。

- ① 改正法第19条第1項（建設工事の請負契約の内容）
- ② 同 第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- ③ 同 第20条第1項（建設工事の見積り等）
- ④ 同 第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤ 同 第24条の3第2項（下請代金の支払）
- ⑥ 同 第24条の5（不利益取扱いの禁止）
- ⑦ その他改正事項

## 3. 立入検査の実施

### 【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

### 【検査対象】

立入検査は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

### 【実施方針】

立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的かつ効果的な方法により実施する。

### 【その他】

- (1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）については建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。
- (2) 建設業を支える優秀な担い手を確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、次の①及び②について確認等を行うものとする。
  - ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
  - ② 建設業退職金共済制度への加入の有無（加入している場合は証紙の交付状況）

## 4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同月間の取組と

して実施する内容については、あらゆる機会を通じて広く周知するとともに、その広報を積極的に行う。

なお、同月間の取組として講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、都道府県及び建設関係団体等と連携し、上記2.に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

## 5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという実態があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知する。

## 6. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
- ② 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

## 7. その他

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 立入検査の実施又は講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。

② 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号）の趣旨・内容を建設業企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図る。

③ 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。

また、必要に応じ、発注部局及び都道府県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。

(2) 元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する。

(3) 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。

(4) 本活動方針を実施するため、地方整備局等においては、人員、予算及び業務執行状況等も考慮しながら、必要な執行体制を確保する。

## 特 集 2

### 令和元年度建設業取引適正化センターの活動状況

建設業適正化センター

#### 1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大している元請・下請間等の建設工事の請負契約をめぐるトラブル・苦情、相談等で、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう紛争解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とするものです。

具体的には、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、発注者や建設業者が建設業取引適正化センター(以下「センター」という。)に相談を申し込むことにより、弁護士等の相談指導員や相談職員に無料で相談できる制度です。

センターは相談者の利便性を考慮して東京及び大阪に設置し、またこれらを統括する建設業取引適正化推進本部を建設業適正取引推進機構内に組織して、本部長、管理技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

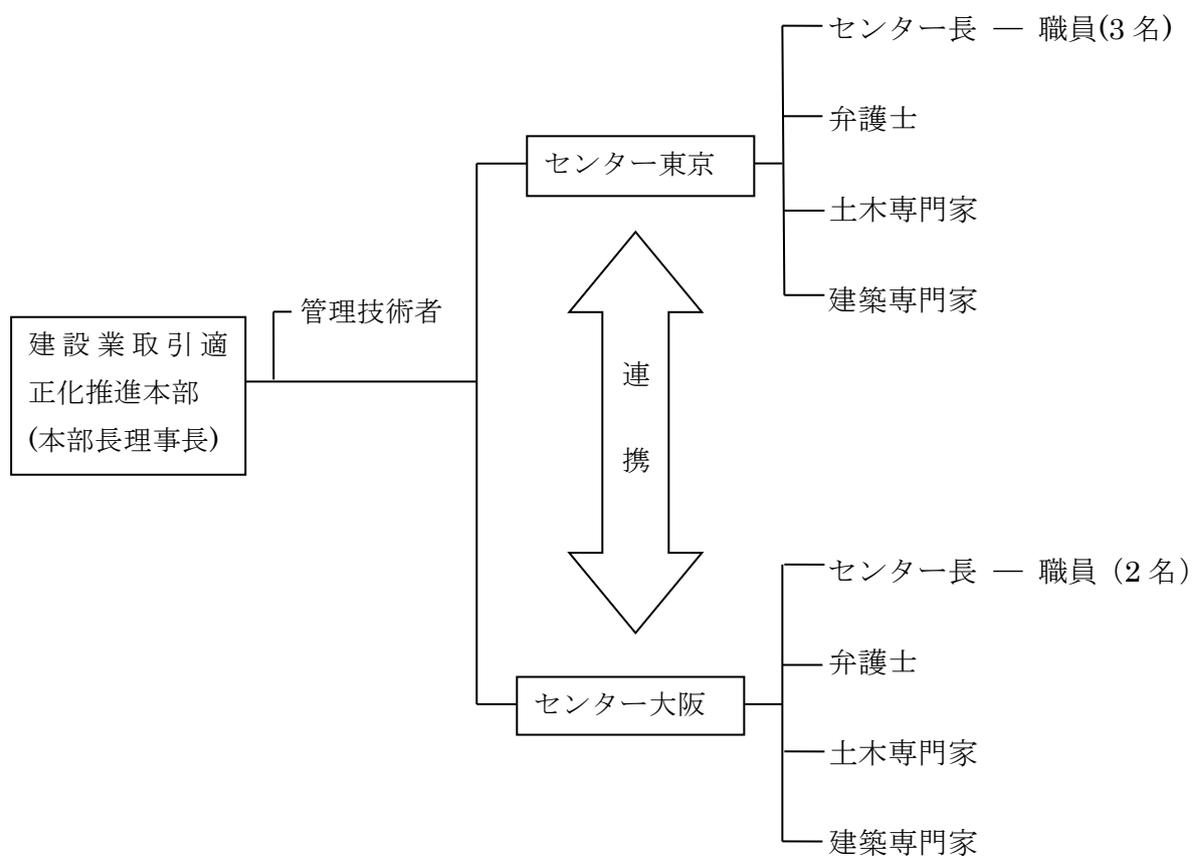
- センター東京  
東京都千代田区五番町 12 番地の 3 五番町 Y S ビル 3F  
電話 03-3239-5095
  
- センター大阪  
大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル 3F  
電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する相談職員と紛争相談を担当する弁護士等の有識者(以下「相談指導員」という。)をそれぞれに置いています。

相談指導員には、弁護士、土木専門家、建築専門家を充てており、いずれも建設業の実務に精通した有識者から選定されています。弁護士はセンター東京・月3回、センター大阪・月3回、土木専門家及び建築専門家はセンター東京・月2回、センター大阪・月2回勤務することとしています。

なお、以上に述べたセンターの組織体制は、次のとおりです。

**【建設業取引適正化センター組織図】**



## 2. 業務の実施について

### (1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本的方針に基づき実施しています。

- ① 相談者が郵便、FAX又はメールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に従い、氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ② 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、応対した相談職員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時を定めて相談指導員等が対応しています。

### (2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約をめぐる紛争は、限定された分野の定型的な紛争のように捉えられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向などは、個別性が強く、その対応の仕方も相談対応者の力量によるところが大きくなっています。

このため、センターとしては、概ね次のとおり個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取した上で、これを整理して建設業法や同法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。
- ② 相談者の話を十分に聴取した上で何を主張したいのか、論点の整理をしつつ助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、裁判所への申し立て手続き及び建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求めに応じて、建設業法並びに労働基準法等関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行っています。

## 3. 令和元年度相談業務結果の概要

### (1) 相談件数の推移

平成21年7月29日にセンターが開設されて以来、センター東京及びセンター大阪で取り扱った相談件数の推移は表1のとおりですが、以下では令和元年度の相談業務結果の概要について述べることにします。

表 1 相談件数の年度別推移

【単位：件】

年度	センター東京	センター大阪	合計	前年度比
21	402	230	632	—
22	1,034	476	1,510	138.9%
23	921	595	1,516	0.4%
24	1,038	638	1,676	10.6%
25	848	597	1,445	△13.8%
26	802	478	1,280	△11.5%
27	813	450	1,263	△1.3%
28	920	428	1,348	6.7%
29	896	468	1,364	1.2%
30	866	461	1,327	△2.7%
令和元	950	524	1,474	11.1%
合計	9,490	5,345	14,835	—

センター発足後 11 年目となり、これまでの相談件数の累計は約 1 万 5 千件に上っています。平成 22～25 年度は 1,500 件前後、平成 26～27 年度は 1,200 件台、平成 28～30 年度は 1,300 件台と増減はあったものの、令和元年度は 1,474 件と前年度 11% の増加となりました。

このような相談件数の推移については、以下に見るように相談件数の動向や相談内容の変化等を注視しながら相談対応を図っていく必要があります。

センター東京とセンター大阪の相談件数の割合をみると、過去 11 年間で概ね 6:4 となっています。なお、令和元年度における地域別の相談件数では、首都圏が 44% を占め、ついで近畿圏が 17%、中部圏が 9% となっており、3 大都市圏以外では 30% となっています。

## (2) 相談アクセスの経路

センター発足当初から相談の申し込みがあった場合には、センターの存在を何で知ったかについて、また平成 25 年度からはその相談アクセスの経路を詳細に聞いています。

令和元年度では表 2 のとおりですが、近年の IT 化時代を反映して、「機構ホームページ等」からのアクセスが 29.8% を占めてトップとなっています。

また、センターとの業務上の連携が図られていること等から、「下請かけこみ寺等」が23.5%となっています。

また、「労働基準監督署」では、下請負等就業形態の特異性から「雇用」か「請負」かの区別が判然としない事情もあって、労働基準監督署から適正化センターを紹介されるケースが依然として多い状況です。

「その他」の中には、センターで相談を受けたことのある知人からの紹介で相談したりするケース、別途に法律相談していた弁護士から紹介されたケースなどが含まれています。

表2 相談アクセスの経路

【単位：件】

		令和元年度		平成30年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	機構ホームページ等	439	29.8%	444	33.5%
2	リーフレット	25	1.7%	11	0.8%
3	業界紙・業界団体	10	0.7%	1	0.1%
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	185	12.6%	149	11.2%
5	都道府県(市町村)	74	5.0%	85	6.4%
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	347	23.5%	275	20.7%
7	建設工事紛争審査会	20	1.4%	19	1.4%
8	公正取引委員会	129	8.8%	99	7.5%
9	労働基準監督署	179	12.1%	169	12.7%
10	消費者センター等	17	1.2%	16	1.2%
11	同業者	8	0.5%	13	1.0%
12	その他	41	2.8%	46	3.5%
合 計		1,474	100.0%	1,327	100.0%

## 4. 相談内容別結果の概要

### (1) 紛争内容類型別件数

建設工事の請負契約をめぐる紛争を、類型別に区分したものが表3です。

表3 紛争内容類型別件数

【単位：件】

		令和元年度		平成30年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	工事瑕疵	65	4.4%	66	5.0%
2	工事遅延	25	1.7%	23	1.7%
3	工事代金の争い	39	2.6%	50	3.8%
4	契約解除	46	3.1%	50	3.8%
5	下請代金の争い	771	52.3%	735	55.4%
6	その他	528	35.8%	403	30.4%
合計		1,474	100.0%	1,327	100.0%

紛争内容の中では「下請代金の争い」が過半数を超える52.3%を占めています。「下請代金の争い」にはほぼ共通しているのは、契約当事者間において下請契約書・請書の取り交わしがなく、書面による契約締結の重要性についての認識が乏しい相談事案が多いことです。

また、上位請負業者から注文書が出されるケースであっても、単に工事箇所と金額だけが記載されている程度の簡略な注文書によって工事に着手しているケースも少なくありません。

このほかの紛争案件は少数であり、「工事瑕疵」が4.4%、「契約解除」が3.1%、「工事代金の争い」が2.6%、「工事遅延」が1.7%となっています。工事瑕疵では下請の施工上のミスによる事後的なトラブルが多いのですが、下請からみればその責任の所在や費用分担の割合について問題にされるケースが見られます。

「契約解除」は、個人住宅の発注者（施主）と請負業者間の紛争によるほか、建設工事において元・下間での施工状況や代金支払いをめぐるトラブルにより上位から下位に、あるいは下位から上位に対して契約を解除して現場からの排除や離脱をする紛争がみられ、それに伴う損害金等の請求事案にもなっています。

## (2) 元・下間のトラブル原因類型別件数

元・下間のトラブルを原因累計別に区分したものが表4です。

表4 元・下間のトラブル原因類型別件数

【単位：件】

		令和元度		平成30年度	
		件数	構成比	件数	構成比
A	債権額が確定しているが不払い	356	46.2%	342	46.5%
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	37	4.8%	67	9.1%
C	工事施工不良（出来栄え）を理由として減額・不払い	35	4.5%	25	3.4%
D	相手方の失踪等	26	3.4%	23	3.1%
E	相手方の倒産等	27	3.5%	39	5.3%
F	赤伝処理等	145	18.8%	90	12.2%
G	追加工事等に伴う追加額の不払い	70	9.1%	68	9.3%
H	その他	75	9.7%	81	11.0%
合計		771	100.0%	735	100.0%

元・下間のトラブルで最も多いのは、「債権額が確定しているが不払い」であり、全体の46.2%を占めています。債権額が確定しているにもかかわらず、不払いが発生しているのは、「資金繰りが厳しい」「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」という理由をあげるケースが多くなっています。

次いで多いのが、「赤伝処理等」の18.8%で、国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」の指導等も反映し、従前、建設業者間において法令違反の意識の無かった残工事のサービス処理、安全協力会費の強制徴収トラブルが表面化してきているといえます。

このほか、「追加工事等に伴う追加額の不払い」、「相手方の失踪等」が前年度並み、「工事施工不良（出来栄え）を理由として減額・不払い」が増加し、「請

負契約の内容が不明確なため不払い」、「相手方の倒産等」が減少しています。

「その他」は 9.7%と比較的多くなっていますが、この中にはAからGまでに区分できない紛争の原因が含まれています。例を挙げれば、工事施工をめぐるトラブル等で工事を中断・現場離脱したところ、元請業者から支払を拒否されたというようなものなどです。

### (3) 紛争当事者類型別件数

紛争の当事者関係を類型別に区分したものが表5です。

表5 紛争当事者類型別件数

【単位：件】

		令和元年度		平成30年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	個人発注者→請負人	79	5.4%	76	5.7%
2	法人発注者→請負人	49	3.3%	47	3.5%
3	請負人→個人発注者	21	1.4%	8	0.6%
4	請負人→法人発注者	50	3.4%	42	3.2%
5	下請負人→元請負人	1,022	69.3%	934	70.4%
6	元請負人→下請負人	101	6.9%	121	9.1%
7	その他	152	10.3%	99	7.5%
	合計	1,474	100.0%	1,327	100.0%

「下請負人→元請負人」が 69.3%と大きな割合を占めています。ここでも、上位請負と下位請負の間には大きな力の差があることが現れており、契約内容を明確にしないまま着工させたり、工事が終了してから本来支払うべき請負代金を支払わなかったり、さらには一方的に減額を要求するというケースの相談が多くなっています。

一方、「元請負人→下請負人」が 6.9%と減少していますが、元請負人が下請負人の施工の劣悪さにより代金不払いや減額請求するといった紛争等も見受けられます。

### (4) 紛争当事者請負階層別件数

紛争当事者を下請負人の階層別に区分したものが表6です。

表6 紛争当事者請負階層別件数

【単位：件】

		令和元年度		平成30年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	1次下請	292	37.9%	257	35.0%
2	2次下請	223	28.9%	228	31.0%
3	3次下請	160	20.8%	154	21.0%
4	4次下請	66	8.6%	61	8.3%
5	5次下請	14	1.8%	19	2.6%
6	6次下請以下	7	0.9%	2	0.3%
7	その他	9	1.2%	14	1.9%
合計		771	100.0%	735	100.0%

下請業者の中でも1次下請と2次下請を合わせると66.8%と大きな割合を占めています。これは、件数の多い小規模工事における1次下請や2次下請などの存在が大きく影響しているものの、2次下請と3次下請間のように、2次が上位1次から請負代金を貰えないから3次に支払えないといった不払いの連鎖が見受けられるのも、この紛争の特徴です。

#### (5) 建設工事の種類別件数

建設工事の種類別に区分したものが表7です。相談は、29業種の全業種に亘っています。件数が多い順に示すと、とび・土工・コンクリート工事(18.0%)、内装仕上工事(13.3%)、大工工事(9.0%)の順となっています。「土木一式」・「建築一式」工事は総合工事であり、実際の発注件数が多い割には相談件数が比較的少なく、合わせて11.6%になっています。

表7 建設工事の種類別件数

【単位：件】

		令和元年度		平成30年度	
		件数	構成比	件数	構成比
1	土木一式工事	49	3.3%	81	6.1%
2	建築一式工事	122	8.3%	124	9.3%
3	大工工事	133	9.0%	91	6.9%
4	左官工事	6	0.4%	10	0.8%
5	とび・土工・コンクリート工事	266	18.0%	198	14.9%
6	石工事	5	0.3%	1	0.1%
7	屋根工事	16	1.1%	21	1.6%
8	電気工事	118	8.0%	135	10.2%
9	管工事	80	5.4%	95	7.2%
10	タイル・れんが・ブロック工事	29	2.0%	25	1.9%
11	鋼構造物工事	15	1.0%	15	1.1%
12	鉄筋工事	13	0.9%	14	1.1%
13	舗装工事	5	0.3%	13	1.0%
14	しゅんせつ工事	3	0.2%	2	0.2%
15	板金工事	9	0.6%	10	0.8%
16	ガラス工事	0	0.0%	3	0.2%
17	塗装工事	113	7.7%	86	6.5%
18	防水工事	38	2.6%	40	3.0%
19	内装仕上工事	196	13.3%	155	11.7%
20	機械器具設置工事	33	2.2%	24	1.8%
21	熱絶縁工事	5	0.3%	6	0.5%
22	電気通信工事	18	1.2%	19	1.4%
23	造園工事	10	0.7%	8	0.6%
24	さく井工事	3	0.2%	2	0.2%
25	建具工事	5	0.3%	6	0.5%
26	水道施設工事	17	1.2%	8	0.6%
27	消防施設工事	4	0.3%	5	0.4%
28	清掃施設工事	2	0.1%	3	0.2%
29	解体工事	84	5.7%	79	6.0%
99	その他・不明	77	5.2%	48	3.6%
合計		1,474	100.0%	1,327	100.0%

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる29種類を示す

## 5. 相談業務の今後の課題

建設工事の請負契約をめぐる紛争は、請負代金が比較的大きいにもかかわらず、多くの場合は契約書そのものがなく、口頭契約での工事着手から様々な紛争が派生しております。口頭契約では、契約内容が曖昧で双方の食い違いが生じ、また追加工事の際の意見の対立やトラブルは、下位の下請業者が泣かされるケースが見受けられます。

また、建設工事の多くは重層下請構造によって施工され、同一の現場に元請から末端の下請業者まで混在して作業しているため、元請から直接的な契約関係にない下請業者に直接指示がなされることなども下請間でのトラブルの要因になっています。

紛争相談では、このような工事現場等での事実関係を的確に聴取、把握し、相談者の心情も理解しながら、懇切丁寧に解決の方向性をアドバイスすることが重要です。そのため、一件の相談対応は30分程度、中には1時間を超える時間を要することになります。

また、実際の相談対応には、建設業法、民法等関係法令のほか、相談者の抱える相談内容の事実関係を適切に把握するための幅広い知識の習得等が一層要請されてまいります。

これらの課題に対処するために、適切かつ効率的に対応していくことがセンターとしての重要な任務、役割であると考えています。